



鳥取県公報

平成 19 年 1 月 9 日 (火)
第 7852 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請 (2) (八頭総合事務所県民局) 2
	障害者自立支援法による指定障害福祉サービス事業者の指定
	(3) (西部総合事務所福祉保健局) 2
	障害者自立支援法による指定障害福祉サービス事業者の事業所の所在地の変更
	(4) (〃) 2
	障害者自立支援法による指定障害者支援施設の指定の辞退 (5) (障害福祉課) 3
	結核予防法による医療機関の指定の辞退 (6) (倉吉保健所) 3
	貸金業の規制等に関する法律による業務の停止 (7) (経済政策課) 3
	大規模小売店舗に関する変更事項の届出 (8) (〃) 4
	国土調査の成果の認証 (9) (耕地課) 6
	保安林の指定予定 (10) (森林保全課) 6
	保安林の指定の解除予定 (11) (〃) 7
	保安林の指定施業要件の変更予定 (12) (〃) 7
	建設業法による建設業者に対する営業停止命令 (2件) (13・14) (管理課) 8
◇ 選管告示	選挙管理委員会の招集 (1) 9
◇ 公 告	保安林の指定施業要件の変更予定に係る森林所有者等への公示による通知
	(4件) (森林保全課) 9
	駐車監視員資格者講習の実施 (警察本部交通指導課) 13

告 示

鳥取県告示第 2 号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第 7 号）第25条第 3 項の規定に基づき、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第 5 項において準用する同法第10条第 2 項の規定により告示する。

特定非営利活動法人の変更後の定款は、平成19年2月18日までの間、インターネットを利用する方法により公衆の縦覧に供する。

平成 19 年 1 月 9 日

鳥取県八頭総合事務所長 能 登 克 浩

- 1 申請のあった年月日
平成18年12月18日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人十人十色
- 3 申請に係る特定非営利活動法人の代表者の氏名
福安 和子
- 4 申請に係る特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地
鳥取市用瀬町安蔵991
- 5 申請に係る特定非営利活動法人の定款に記載された目的
この法人は、高齢者・児童・障害者等に対して、社会福祉に関する事業を行い、地域社会貢献に寄与することを目的とする。
- 6 定款の変更事項
事業の種類及び事業年度

鳥取県告示第 3 号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第 1 項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者を指定したので、同法第51条の規定により次のとおり告示する。

平成 19 年 1 月 9 日

鳥取県西部総合事務所長 大 西 喜 久 子

名 称	主たる事務所 の所在地	指定に係る障害福 祉サービス事業を 行う事業所の名称	指定に係る障害福祉 サービス事業を行う 事業所の所在地	障害福祉サー ビスの種類	指定年月日
有限会社セイ フティケア	岩美郡岩美町 大字宇治 722 － 6	有限会社セイフテ ィケア	米子市浦津146－ 3	居宅介護、重 度訪問介護	平成18年12月 26日

鳥取県告示第 4 号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第46条第 1 項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者から指定に係る障害福祉サービス事業を行う事業所の所在地を変更した旨の届出があったので、同法第51条の規定によ

り次のとおり告示する。

平成19年1月9日

鳥取県西部総合事務所長 大 西 喜 久 子

名 称	主たる事務所 の所在地	指定に係る障害福 祉サービス事業を 行う事業所の名称	指定に係る障害福祉 サービス事業を行う 事業所の所在地	障害福祉サー ビスの種類	変更年月日
特定非営利活動 法人ぱーとなー	米子市加茂 町二丁目180	ヘルプサービスぱ ーとなー	米子市加茂町二丁目 180	居宅介護、重 度訪問介護	平成18年10月 11日

鳥取県告示第5号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第47条の規定に基づき、指定障害者支援施設の指定の辞退があったので、同法第51条の規定により次のとおり告示する。

平成19年1月9日

鳥取県知事 片 山 善 博

名称	所在地	施設障害福祉サービスの種類	辞退年月日
光洋の里	境港市渡町2480	障害者自立支援法附則第20条 の規定により障害福祉サー ビスとみなされる身体障害者施 設支援（身体障害者療護施設 支援（通所部））	平成19年3月31日

鳥取県告示第6号

結核予防法（昭和26年法律第96号）第36条第4項の規定に基づき、指定医療機関が指定を辞退したので、結核予防法施行令（昭和26年政令第142号）第2条の5第2項において準用する同条第1項の規定により、次のとおり告示する。

平成19年1月9日

鳥取県倉吉保健所長 吉 田 良 平

名称	所在地	辞退年月日
上田医院	東伯郡琴浦町大字浦安 334	平成18年12月31日

鳥取県告示第7号

貸金業の規制等に関する法律（昭和58年法律第32号）第36条第1号及び第8号の規定に基づき、次のとおり業務の全部（弁済の受領及び債権の保全行為を除く。）の停止を命じたので、同法第41条の規定により告示する。

平成19年1月9日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 商号
アッリヴァート
- 2 代表者の氏名
中西郁夫
- 3 主たる営業所の所在地
境港市上道町471
- 4 登録番号
鳥取県知事（N 1）第00305号
- 5 登録年月日
平成17年 8 月 9 日
- 6 業務の停止の期間
平成18年12月22日から平成19年 2 月19日まで

鳥取県告示第 8 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）附則第 5 条第 1 項の規定に基づき、大規模小売店舗を設置する者から同法第 5 条第 1 項第 2 号及び第 6 号に掲げる事項の変更に係る届出がされたので、同法第 6 条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定により、次のとおりその概要を告示し、及び縦覧に供する。

平成 19 年 1 月 9 日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ホームセンタージュンテンドー夜見店
米子市夜見町 2921-8
- 2 変更しようとする事項
(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び所在地並びに代表者の氏名
変更前 株式会社ジュンテンドー 代表取締役 飯塚正
島根県益田市下本郷町 206-5
有限会社いしかわ 代表取締役 石川富春
米子市茶町 7
有限会社土井 代表取締役 土井英教
米子市西福原六丁目 2-29
有限会社岡島屋山陰店 代表取締役 三木稔平
米子市富士見町二丁目 16
有限会社植田写真機店 代表取締役 植田亨
米子市東倉吉町 85-3
変更後 株式会社開放倉庫 代表取締役社長 佐藤巖
京都府相楽郡山城町椿井畑岡 40-1
有限会社いしかわ 代表取締役 石川富春
米子市茶町 7
有限会社土井 代表取締役 土井英教
米子市西福原六丁目 2-29
有限会社岡島屋山陰店 代表取締役 三木稔平

米子市富士見町二丁目 16

有限会社植田写真機店 代表取締役 植田亨

米子市東倉吉町 85-3

(2) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

変更前	株式会社ジュンテンドー	開店時刻	午前 9 時 30 分	閉店時刻	午後 8 時
	有限会社いしかわ	開店時刻	午前 9 時	閉店時刻	午後 10 時
	有限会社土井	開店時刻	午前 9 時	閉店時刻	午後 8 時
	有限会社岡島屋山陰店	開店時刻	午前 10 時	閉店時刻	午後 8 時
	有限会社植田写真機店	開店時刻	午前 9 時 30 分	閉店時刻	午後 7 時 30 分
変更後	株式会社開放倉庫	開店時刻	午前 10 時	閉店時刻	翌午前 2 時
	有限会社いしかわ	開店時刻	午前 9 時	閉店時刻	午後 10 時
	有限会社土井	開店時刻	午前 9 時	閉店時刻	午後 8 時
	有限会社岡島屋山陰店	開店時刻	午前 10 時	閉店時刻	午後 8 時
	有限会社植田写真機店	開店時刻	午前 9 時 30 分	閉店時刻	午後 7 時 30 分

イ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

変更前	株式会社ジュンテンドー	午前 6 時 30 分から午後 11 時 30 分まで
	有限会社いしかわ	終日
	有限会社土井	終日
変更後	株式会社開放倉庫	午前 6 時 30 分から翌午前 2 時 30 分まで
	有限会社いしかわ	終日
	有限会社土井	終日

3 変更年月日

平成 18 年 12 月 22 日

4 届出年月日

平成 18 年 12 月 21 日

5 変更に係るもの以外の事項

(1) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

3,368 m²

(2) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

ア 駐車場の位置及び収容台数

(ア) 位置 6 の書類に記載のとおり

(イ) 収容台数 153 台

イ 駐輪場の位置及び収容台数

(ア) 位置 6 の書類に記載のとおり

(イ) 収容台数 70 台

ウ 荷さばき施設の位置及び面積

(ア) 位置 6 の書類に記載のとおり

(イ) 面積 128 m²

エ 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

(ア) 位置 6 の書類に記載のとおり

(イ) 容量 22.8 m³

(3) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

ア 来客が駐車場を利用することができる時間帯

終日

- イ 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
出入口の数 3か所
位置 6の書類に記載のとおり
- 6 縦覧に供する書類
大規模小売店舗届出書及びその添付書類
- 7 縦覧に供する期間
平成19年1月9日から4月間
- 8 縦覧に供する場所
鳥取市東町一丁目220
鳥取県商工労働部経済政策課
米子市糺町一丁目160
鳥取県西部総合事務所県民局
米子市加茂町一丁目1
米子市経済部商工課
- 9 意見書の提出
米子市の区域内に居住する者、米子市において事業活動を行う者、米子市の区域をその地区とする商工会議所及び商工会その他の米子市に存する団体その他のこの告示に係る大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため当該大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項について意見を有する者は、7の期間内に、知事に意見書を提出することができる。

鳥取県告示第9号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定に基づき、次のとおり国土調査の成果を認証したので、同条第4項の規定により告示する。

平成19年1月9日

鳥取県知事 片 山 善 博

調査を行った者の名称	調査を行った時期	成果の名称	調査を行った地域	認証年月日
鳥 取 市	平成13年度から平成18年度まで	鳥取市（河原町郷原の一部）の地籍図及び地籍簿	鳥取市河原町郷原の一部	平成19年1月9日
大 山 町	平成17年度から平成18年度まで	大山町（下市及び松河原の各一部）の地籍図及び地籍簿	大山町下市及び松河原の各一部	”

鳥取県告示第10号

次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成19年1月9日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 保安林予定森林の所在場所
東伯郡三朝町大字砂原字奥谷71、72、字大峰108（次の図に示す部分に限る。）、字屋敷廻131、132、140、

大字久原字久原谷185の1から185の4まで、197から203まで、205から208まで、210、大字小河内字中山766の1、767

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、三朝町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び三朝町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第 11 号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成 19 年 1 月 9 日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 解除予定に係る保安林の所在場所

鳥取市河原町郷原字地才工下平345の18

2 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

3 解除の理由

道路用地とするため

鳥取県告示第 12 号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成 19 年 1 月 9 日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

八頭郡智頭町大字三田字大町984から987まで、988の1、字奥林1057の1、1058から1061まで、字スルシ谷1062の1、字小ナメラ1063の1、1063の2、字大ナメラ1064、字ムカデサコ1065の1から1065の4まで、字バンノキ1066、字深谷1085の1から1085の3まで、字行口1086の1、1086の2、字狼サコ1087の1から1087の3まで、字カシガ谷1088の1から1088の34まで、字滝谷1089の1、1089の2、字漆ヶサコ平1090の1、1090の2、字一ノ谷山1091の1、1091の2、1091の4から1091の52まで、字祓谷1092、1095から1098まで、1099の1、1099の2、1100から1102まで、大字横田字清水ヶ谷奥上218、220から223まで、字本谷238の1、241、244の2、244の3、245、247、字小谷奥254、258、字牛谷277、278、字湯ノ谷306から313まで、大字木原字岩谷263の2、263

の 4、264 の 1

2 保安林として指定された目的

水源のかん養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、智頭町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び智頭町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第 13 号

建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 28 条第 3 項の規定に基づき、建設業者に対し営業停止命令を行ったので、同法第 29 条の 5 第 1 項の規定により次のとおり告示する。

平成 19 年 1 月 9 日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 処分をした年月日

平成 19 年 1 月 4 日

2 被処分者の商号、代表者の氏名及び主たる営業所の所在地並びに建設業の許可番号

有限会社オーヤ商事 代表取締役 櫻谷利雄

八頭郡八頭町郡家 650-25

鳥取県知事（般-18）第 5943 号

3 処分の内容

平成 19 年 1 月 4 日から平成 19 年 1 月 18 日までの 15 日間の営業の停止。当該営業の範囲は、鳥取県内において行う建設工事に係る営業（発注者から直接建設工事を請け負う営業及び発注者から直接建設工事を請け負う建設業を営む者が請け負った建設工事の全部又は一部を請け負う営業をいう。）のうち公共工事（国、地方公共団体、法人税法（昭和 40 年法律第 34 号）第 2 条第 5 号に規定する公共法人（地方公共団体を除く。）又は建設業法施行規則（昭和 24 年建設省令第 14 号）第 18 条に規定する法人が発注者である建設工事をいう。以下同じ。）に係るもの又は公共工事以外の工事のうち国若しくは地方公共団体の補助金等（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）第 2 条第 1 項に規定する補助金等及び同条第 4 項に規定する間接補助金等並びに地方公共団体が交付する給付金でこれらに類するものをいう。）の交付を受けて行うものに係るものとする。

4 処分の原因となった事実

同社は、鳥取県八頭総合事務所発注の高山地区小規模急傾斜地崩壊対策工事（2 工区）を受注し、他の建設業者に一括して請け負わせた。

このことは、建設業法第 28 条第 1 項第 4 号に規定する「建設業者が第 22 条の規定に違反したとき。」に該当する。

鳥取県告示第 14 号

建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 28 条第 3 項の規定に基づき、建設業者に対し営業停止命令を行ったので、同法第 29 条の 5 第 1 項の規定により次のとおり告示する。

平成 19 年 1 月 9 日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 処分をした年月日

平成 19 年 1 月 4 日

2 被処分者の商号、代表者の氏名及び主たる営業所の所在地並びに建設業の許可番号

未来建設株式会社 代表取締役 高垣武志

鳥取市国府町新通り三丁目 321-2

鳥取県知事（特-14）第 1910 号及び鳥取県知事（般-14）第 1910 号

3 処分の内容

平成 19 年 1 月 4 日から平成 19 年 1 月 18 日までの 15 日間の営業の停止。当該営業の範囲は、鳥取県内において行う建設工事に係る営業（発注者から直接建設工事を請け負う営業及び発注者から直接建設工事を請け負う建設業を営む者が請け負った建設工事の全部又は一部を請け負う営業をいう。）のうち公共工事（国、地方公共団体、法人税法（昭和 40 年法律第 34 号）第 2 条第 5 号に規定する公共法人（地方公共団体を除く。）又は建設業法施行規則（昭和 24 年建設省令第 14 号）第 18 条に規定する法人が発注者である建設工事をいう。以下同じ。）に係るもの又は公共工事以外の工事のうち国若しくは地方公共団体の補助金等（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）第 2 条第 1 項に規定する補助金等及び同条第 4 項に規定する間接補助金等並びに地方公共団体が交付する給付金でこれらに類するものをいう。）の交付を受けて行うものに係るものとする。

4 処分の原因となった事実

同社は、鳥取県八頭総合事務所発注の高山地区小規模急傾斜地崩壊対策工事（2 工区）を他の建設業者から一括して請け負った。

このことは、建設業法第 28 条第 1 項第 4 号に規定する「建設業者が第 22 条の規定に違反したとき。」に該当する。

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第 1 号

平成 19 年第 1 回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

平成 19 年 1 月 9 日

鳥取県選挙管理委員会委員長 須 山 修 次

1 日時 平成 19 年 1 月 10 日（水） 午後 1 時 40 分

2 場所 鳥取市東町一丁目 220 鳥取県庁選挙管理委員室

3 議題

(1) 平成 19 年 4 月 8 日執行予定 第 16 回統一地方選挙事務処理日程について

(2) その他

公 告

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定による通知を受け取るべき森林所有者又はその森林に関し登記した権利を有する者（以下「森林所有者等」という。）の住所が不明なので、同法第 189 条の規定により、次のとおり公告する。

なお、森林所有者等及び関係人は、いつでも下記の保管場所で通知を受け取ることができる。

平成 19 年 1 月 9 日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 通知の題名 保安林の指定施業要件の変更予定について
- 2 通知の要旨 次の表の左欄に掲げる森林所有者等の所有又は権利に係る同表の右欄に掲げる土地について、森林法第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定により行った保安林の指定施業要件の変更予定の告示（平成 18 年 12 月 12 日付鳥取県告示第 873 号）の内容
（告示の内容）

(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

次の表の左欄に掲げる森林所有者等の別に応じて、それぞれ同表の右欄に掲げる場所

河村嘉一郎	八頭郡智頭町大字新見字塚向 1114 の 1
河村 容子	〃
安原吉次郎	八頭郡智頭町大字新見字塚向 1114 の 3
河村しげ子	〃
河村 源蔵	〃
河村 藤吉	〃
河村 兵蔵	〃
河村民次郎	〃
田中 勇雄	〃
藤原 初蔵	〃
河村嘉一郎	八頭郡智頭町大字新見字塚向 1114 の 4
古林 孝史	八頭郡智頭町大字篠坂字テンドリ 497

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、智頭町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び智頭町役場に備え置いて縦覧に供する。）

3 通知の掲示場所 智頭町役場

4 通知の保管場所 鳥取県農林水産部森林保全課

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定による通知を受け取るべき森林所有者又はその森林に関し登記した権利を有する者（以下「森林所有者等」という。）の住所が不明なので、同法第 189 条の規定により、次のとおり公告する。

なお、森林所有者等及び関係人は、いつでも下記の保管場所で通知を受け取ることができる。

平成 19 年 1 月 9 日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 通知の題名 保安林の指定施業要件の変更予定について
- 2 通知の要旨 次の表の左欄に掲げる森林所有者等の所有又は権利に係る同表の右欄に掲げる土地について、森林法第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定により行った保安林の指定施業要件の変更予定の告示（平成 18 年 12 月 12 日付鳥取県告示第 874 号）の内容

（告示の内容）

- (1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

次の表の左欄に掲げる森林所有者等の別に応じて、それぞれ同表の右欄に掲げる場所

藤原 傳平	八頭郡智頭町大字市瀬字宮地谷 3437 の 18
藤原勘太郎	八頭郡智頭町大字市瀬字宮地谷 3437 の 41（次の図に示す部分に限る。）
徳永 一俊	〃

- (2) 保安林として指定された目的

水源のかん養

- (3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、智頭町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び智頭町役場に備え置いて縦覧に供する。）

- 3 通知の掲示場所 智頭町役場

- 4 通知の保管場所 鳥取県農林水産部森林保全課

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定による通知を受け取るべき森林所有者又はその森林に関し登記した権利を有する者（以下「森林所有者等」という。）の住所が不明なので、同法第 189 条の規定により、次のとおり公告する。

なお、森林所有者等及び関係人は、いつでも下記の保管場所で通知を受け取ることができる。

平成 19 年 1 月 9 日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 通知の題名 保安林の指定施業要件の変更予定について
- 2 通知の要旨 次の表の左欄に掲げる森林所有者等の所有又は権利に係る同表の右欄に掲げる土地について、森林法第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定により行った保安林の指定施業要件の変更予定の告示（平成 18 年 12 月 12 日付鳥取県告示第 875 号）の内容

（告示の内容）

(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

次の表の左欄に掲げる森林所有者等の別に応じて、それぞれ同表の右欄に掲げる場所

前田 妙子	八頭郡智頭町大字駒帰字小屋ガナル 443 の 9
萩原 忠康	八頭郡智頭町大字駒帰字神田 608 の 1
〃	八頭郡智頭町大字駒帰字神田 609 の 1
萩原 久康	八頭郡智頭町大字駒帰字坂谷 612 の 1
井上 多通	八頭郡智頭町大字駒帰字木原口上エ 616 の 1
萩原 忠康	八頭郡智頭町大字駒帰字盗人谷 618 の 1
〃	八頭郡智頭町大字駒帰字盗人谷 619
〃	八頭郡智頭町大字駒帰字盗人谷 624
〃	八頭郡智頭町大字駒帰字盗人谷 625
〃	八頭郡智頭町大字駒帰字盗人谷 626 の 1
〃	八頭郡智頭町大字駒帰字杓ヶ原下モヶ市 665
〃	八頭郡智頭町大字駒帰字杓ヶ原下モヶ市 666
〃	八頭郡智頭町大字駒帰字杓ヶ原下モヶ市 667 の 1

(2) 保安林として指定された目的

水源のかん養

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、智頭町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び智頭町役場に備えて置いて縦覧に供する。）

3 通知の掲示場所 智頭町役場

4 通知の保管場所 鳥取県農林水産部森林保全課

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定による通知を受け取るべき森林所有者又はその森林に関し登記した権利を有する者（以下「森林所有者等」という。）中井智当枝の住所が不明なので、同法第 189 条の規定により、次のとおり公告する。

なお、森林所有者等及び関係人は、いつでも下記の保管場所で通知を受け取ることができる。

平成19年1月9日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 通知の題名 保安林の指定施業要件の変更予定について
- 2 通知の要旨 森林所有者等の所有又は権利に係る倉吉市桜字上向山 849 の土地について、森林法第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定により行った保安林の指定施業要件の変更予定の告示(平成 18 年 12 月 12 日付鳥取県告示第 876 号) の内容
(告示の内容)
(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所
倉吉市桜字上向山 849
(2) 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
(3) 変更後の指定施業要件
ア 立木の伐採の方法
(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。
(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、倉吉市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び倉吉市役所に備えて置いて縦覧に供する。)
- 3 通知の掲示場所 倉吉市役所
- 4 通知の保管場所 鳥取県農林水産部森林保全課

道路交通法(昭和35年法律第105号)第51条の13第1項第1号イに規定する講習(以下「駐車監視員資格者講習」という。)を次のとおり行うので、確認事務の委託の手續等に関する規則(平成16年国家公安委員会規則第23号)第6条の規定により公告する。

平成19年1月9日

鳥取県公安委員会委員長 足 立 統 一 郎

1 期日及び場所

区 分	日 時	場 所	内 容
講 義	平成19年2月20日(火)及び同月21日(水)の午前9時から午後5時10分まで	鳥取市東町一丁目271 鳥取県警察本部3階 第7会議室	道路の交通に関する法令の知識 その他放置車両の確認及び標章の取付けを適正に行うために必要な技能及び知識に関する講義
修了考査	平成19年2月28日(水)午前9時30分から午後0時30分まで		講習事項の内容の理解を確認するための筆記試験(正誤式50問)

2 持参する物

印鑑（修了考査日のみ）、駐車監視員資格者講習受講票及び筆記用具

3 受講申込手続

(1) 受講申込書の交付等

鳥取県内の各警察署交通課において交付する。ただし、インターネットによる場合は、鳥取県警察ホームページ（<http://www.pref.tottori.jp/police/>）から入手することができる。

(2) 受講申込書の提出等

ア 提出先

鳥取県内の各警察署交通課

イ 提出方法

受講申込者が受講申込書（受講の申込み前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の写真（裏面に氏名及び撮影年月日を記載）をちょう付）を持参すること。ただし、法人が受講申込者の受講申込書を取りまとめて一括して提出する場合は、当該受講申込者からの委任状を添えること。

ウ 受講手数料及びその納付方法

(ア) 受講手数料 19,000 円

(イ) 納付方法

(ア)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を受講申込書の所定の欄にはり付けて納付すること。

この場合、消印しないこと。

なお、納付された受講手数料は、返還しない。

(3) 受講申込書の受付期間

平成19年1月10日（水）から同年2月13日（火）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

4 その他

3の(3)の受付期間中であっても受講定員（50人）に達したときは、受講の申込みの受け付けを締め切る場合がある。

5 問合せ先

鳥取県警察本部交通部交通指導課

電話 0857-23-0110 内線5123、5135